

保護者の皆様へ

豊川市立小坂井西小学校長 福本 秀昭

災害時や荒天時における本校の対応と児童の登下校について

1 暴風警報・暴風雪警報の発令について

(1) 児童が登校する前に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合

それぞれの情報については、テレビ、ラジオ、豊川市防災メール、インターネットなどをご確認ください。

	暴風警報が解除された時間	学校での授業
①	午前6:25までに解除	平常通りの授業。給食あり。 ※給食中止の連絡があった場合は弁当持参。
②	午前6:25～10:00に解除	警報解除2時間後に授業開始。 給食なし。弁当持参。 通学団の出発時刻は、全通学団とも解除1時間半後。
	《例》 8:15に警報解除→10:15から授業開始。 9:45に集合場所を出発して、通学団登校。	
③	午前10:00～11:00に解除	13:00より授業開始 ※昼食を家で食べ、全通学団とも12:30に集合場所を出発。 13:00～13:15 連絡 13:15～14:00 授業 14:05～14:50 授業 15:10 一斉下校
④	午前11:00以降に解除	臨時休業（授業なし）

※道路や橋の破損、道路の冠水などで危険な場合は、登校を見合わせ、自宅で待機。

その際は、学校へ連絡をお願いします。

(2) 児童が登下校中に暴風警報・暴風雪警報の発令を知った場合

・情報を知ったときの状況により判断します。

→自宅に近い場合・・・自宅に帰ります。

→学校に近い場合・・・学校に登校します。

電話が混み合い、緊急の連絡ができなくなりますので、学校へ電話で登校時刻などを確認することはご遠慮ください。

(3) 児童が登校後に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

① 授業を中止し、下校の準備をします。

② 通学団担当者が付き添って、集団下校します。

※通学路が危険であると判断した場合は、危険が回避されるまで学校待機とします。この場合には、

「まなびポケット」にて保護者へ連絡します。

③ 1～3年生で昨年度末の調査に「お迎え下校」を希望した児童は、体育館で待機し、保護者のお迎えで下校します。ただし、集団下校の児童を送り終えてからの引き渡しとなります。お迎えの時刻（最初の配信から1時間後がめやす）を「まなびポケット」にて配信します。確実な引き渡しをするためにその時刻より前の来校はご遠慮ください。

2 特別警報の発令について

(1) 児童が登校する前に特別警報が発令されている場合

- ・学校は「臨時休業」となります。登校はさせないでください。

(2) 児童が登校した後に特別警報が発令された場合

- ・学校で総合的に判断をして最善の対応（学校待機、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し、引率下校など）を決定し「まなびポケット」にて保護者に連絡します。

3 異常気象（大雨警報・洪水警報発表、集中豪雨などで通学路が冠水する、雷が激しいなど）により登下校が困難な状況について

(1) 登校について

- ・保護者の方で危険だと判断された場合には登校を見合わせて下さい。見合わせる場合は「まなびポケット」の「出欠席連絡」にて「遅刻」を選択していただき「コメント」欄にその旨を記載して学校にご連絡ください。通学班につきましては「全員揃わなくても、出発時刻になったら学校に向かう」と指示がしてあります。なお、遅れて登校する際は保護者の方でお送り願います。

(2) 下校について

- ・学校で危険だと判断した場合には学校待機とし「まなびポケット」にて保護者に連絡をします。状況が収束した時点で下校をさせます。ただし、高学年の下校時刻になっても状況の改善が見られない場合には、保護者への引き渡しとなります。この場合の引き渡しについては、車も可とします。

4 大規模地震（震度5弱以上）の発生について

(1) 児童が登校する前に発生した場合

- ・学校は「臨時休業」となります。学校からの「授業再開」の連絡があるまでは休業が継続されます。

(2) 児童の登下校中に発生した場合

- ・安全が確保できる場所へ避難します。その後、自宅または学校の近い方に避難します。

(3) 児童が登校した後に発生した場合

- ・全児童を学校待機とし、保護者への引き渡しとなります。

① 学級ごとに運動場・体育館・教室のいずれかに避難して、人員確認と安全を確保します。

② 保護者の方は「まなびポケット」からの連絡を確認のうえ、安全に気をつけ、徒歩または自転車でお迎えに来てください。地震発生時には交通網の混乱が予想されます。車での来校はご遠慮ください。体育館にての引き渡しとなります。

※地震発生時は「まなびポケット」からの配信ができないことや状況により変更することがあります。

5 「洪水・浸水害・土砂災害」の「警戒レベル4（避難指示）」以上の発令について

※本校は、洪水・浸水害については「音羽川水系・佐奈川水系・豊川放水路水系」の避難情報に基づきます

(1) 児童が登校する前に発令された場合

- ・学校は「臨時休業」となります。登校はさせないでください。
- ・原則として翌日から再開としますが、児童を安全に登校させられると判断できるまでは登校を見合わせます。その場合には翌日以降も休業が継続されることがあります。

(2) 児童が登校した後に発令した場合

- ・直ちに授業を打ち切ります。
- ・学校で総合的に判断をして対応（学校待機、保護者への引き渡し、引率下校など）を決定し「まなびポケット」にて保護者へ連絡します。

※保護者への引き渡しの際は、いずれの場合も「入校証」とその裏面にある「引き渡し照合カード」が必要となります。